



## 南足柄市立南足柄小学校 いじめ防止基本方針

本校では、「いじめをしない・させない・許さない」児童の育成に努め、次のおりいじめを防止するための基本的な方針を定めます。

### (いじめの防止等に関する基本的な考え方)

- 1 「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義します。

### (学校及び学校の教職員の責務)

- 2 児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、早期に対応し、解消に向けた取り組みを行います。

### (学校におけるいじめの防止)

- 3 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、人権を尊重し、多様性を認め合い、お互いを思いやる力を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 4 学校におけるいじめを防止するため、児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じます。

### (いじめの早期発見のための措置)

- 5 いじめを早期に発見するため、原則学期に1回、児童に対してアンケート調査及び聴き取り調査等を実施します。
- 6 スクールカウンセラーの協力を得ながら、教育相談担当が中心となって、児童及びその保護者並びに教職員のいじめに係る相談を行います。
- 7 いじめに係る相談に当たっては、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた児童の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

### (いじめの防止等のための対策に関する資質の向上)

- 8 原則、職員会議後に児童指導上の情報交換を行いいじめ防止に資するとともに、教職員対象のいじめの防止等のための対策に関する研修を実施します。

### (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 9 発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

### (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 10 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめのない学校づくり委員会・こころグループ（児童指導・支援部）が中心となって、チームでいじめの防止等に関して取り組みます。

### (いじめに対する措置)

- 11 いじめに係る通報を受けたときその他児童がいじめ（いじめの疑いがあるものも含む）を受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を南足柄市教育委員会に報告します。
- 12 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって組織的に対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーや外部関係機関の協力を得ながら、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- 13 必要に応じて、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- 14 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための説明会を実施する等必要な措置を講じます。
- 15 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは松田警察署と連携してこれに対処するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに松田警察署に通報し援助を求めます。
- 16 いじめが解消していると判断した状態でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通して、いじめの再発を防ぎます。

(校長及び教員による懲戒)

- 17 校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えます。

(学校による対処)

- 18 次に掲げる場合には、南足柄市教育委員会の指導及び支援を得ながら、その重大な事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校内に特別組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 19 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

- 20 いじめにかかわる重大な事態の発生が確認された場合には、南足柄市教育委員会にその旨を報告します。

(学校評価における留意事項)

- 21 いじめの防止等のための対策に関する学校評価は、いじめの事実が隠蔽されず、また、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組み等について適正に評価します。